

消防  
なんでも

# 南部分署



## あなたの家に今年6月から 設置が義務化されます

## 住宅用火災警報器は設置されていますか？ 住宅火災の死者の約6割が逃げ遅れによるものです 煙式住宅用火災警報器を設置する部屋

### ■住宅用火災警報器の設置場所

- 寝室・階段への取付けが義務付けられています。
- 台所・居室への取付けもおすすめします。

(子ども部屋や高齢者の居室など、就寝に使われている部屋には取付けが義務付けられています。)



※ 市町村の火災予防条例によって義務設置場所、設置時期が異なることがありますが、熊本県内では統一されています。質問等については、南部分署もしくは消防本部までお問い合わせください。

■お問い合わせ先  
阿蘇広域消防本部南部分署

TEL 0967-90334

こちら  
高森警察署  
です!



## ゴールデンウィークに おける山岳遭難の防止

ゴールデンウィーク期間中は、登山、ハイキング等のレジャースポーツや山菜狩りなどを気軽に楽しむ人達が多くなり、道迷いや滑落などによる山岳遭難等の発生が予想されます。特に、全国的に見て、健康を兼ねた登山ブームの高まりから初心者による登山が重大な遭難につながっております。

### 「インターネット・携帯電話を活用した登山届の提出」

県警のホームページに登山届受付画面を設定し、インターネットパソコン及び携帯電話からのメール等による提出を可能とした登山届の受け付けを開始しました。

### 1 インターネットパソコンからの提出

インターネットを接続したパソコンから県警ホームページにアクセスして、登山届受付画面フォームに必要事項を入力した後に、登山届画面を送信することで登山届が提出できます。

### 2 携帯電話からの提出

携帯電話で県警ホームページの携帯サイト(携帯電話用版)にアクセスして、「登山届の送信」画面から、「送信先アドレス」を起動後に、登山届メール画面に必要な事項を入力した後に送信することで登山届が提出できます。



携帯電話からのアドレス  
[http://www.police.pref.kumamoto.jp/mobile/tozan\\_todoke.html](http://www.police.pref.kumamoto.jp/mobile/tozan_todoke.html)

●QRコード  
(2次元バーコード)



### 3 受理方法

届出者が入力後、登山届専用アドレスにメール送信された登山届は、本部地域課執務室内に設置されたインターネット端末で受理します。

■お問い合わせ先  
高森警察署 TEL 0967-10110

知っておきたい  
税情報



## 期限内に納付 できなかつた場合には

国税を期限内に納付できなかった場合は、延滞税を併せて納付しなければならぬだけでなく、財産差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

まだ納税がお済みでない方は、早急に、最寄りの金融機関で納付を済ませてください。また、納付できない事情がある場合には、お早めに最寄りの税務署の徴収担当にご相談ください。

なお、期限を過ぎて納付される場合は、延滞税の計算がありますから、阿蘇税務署にご連絡ください。

●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>  
詳しいことは、阿蘇税務署にお尋ねください。



■お問い合わせ先  
阿蘇税務署

TEL 0967-22-0551